

2024年度住宅省エネ キャンペーンについて

～リフォームをお考えの方へ

子育てエコホーム支援事業について

- ①から⑧の工事に応じて補助額を設定、補助額上限は200,000円
（世帯要件等により最大600,000円です）

- ①開口部の断熱改修②外壁、屋根、天井又は床の断熱改修
- ③エコ住宅設備の設置④子育て対応改修⑤開口部の防災性向上改修
- ⑥バリアフリー改修⑦空気清浄機能・換気機能付エアコンの設置
- ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

※①～③のいずれかの工事が含まれていることが必須。例外として、「先進的窓リノベ2024事業」「給湯省エネ2024事業」又は「賃貸集合給湯省エネ2024事業」において交付決定を受ける場合は、①～③に該当する工事を含んでいるものとして取り扱います

子育てエコホーム支援事業対象者

- 令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間

- 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで
(遅くとも令和6年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。早めの申請をおすすめします。



子育てエコホーム
支援事業

先進的窓リノベ2024事業について

- 高性能な断熱窓への改修について工事内容に応じて定額を補助
- 補助額上限は2,000,000円

※ドア（開口部に取り付けられているものに限り）については窓の改修と同一の契約内で断熱性の高いものに改修する場合には補助の対象となります

先進的窓リノベ2024事業対象者

- 令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間

- 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで
(遅くとも令和6年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。早めの申請をおすすめします。



先進的窓リノベ
2024事業

給湯省エネ2024事業について

- ①から③の導入工事に補助
- 【導入】①ヒートポンプ給湯器 (最大130,000円)
- ②ハイブリッド給湯器 (最大150,000円)
- ③家庭用燃料電池 (最大200,000円)
 ※機能・性能で補助額が変わります
- ①～③の導入と併せて、④～⑤の撤去工事をした場合に補助
- 【撤去】④蓄熱断熱器 (100,000円/台)
- ⑤電気温水器 (50,000円/台)

給湯省エネ2024事業対象者

- 令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間

- 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで
(遅くとも令和6年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。早めの申請をおすすめします。



賃貸集合給湯省エネ2024事業について

- 既存集合住宅で、従来型給湯器から補助対象エコジョーズ／エコフィールへの取替をする場合に補助

- 追い炊き機能なし (50,000円/台)

- 追い炊き機能あり (70,000円/台)

-

賃貸集合給湯省エネ2024事業対象者

- 令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間

- 令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで
(遅くとも令和6年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。早めの申請をおすすめします。



賃貸集合給湯
省エネ2024事業

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算 : 2,100億円
令和6年度当初予算案 : 400億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯**による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

| 対象住宅 | 補助額 |
|--|---|
| ①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。 | ①100万円/戸 ②80万円/戸 ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅は原則半額 ①市街化調整区域 ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る) |

住宅のリフォーム*1

| 対象工事 | 補助額 |
|--|--|
| ①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)*2 | リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限80万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸 |

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(※2において「3省連携事業」という。)との**ワンストップ対応**を実施

*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする



先進的窓リノベ2024事業の概要

(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)

令和5年度補正予算 : 1,350億円

1 制度の目的

断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現及び家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現します。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓への改修※に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）

※ 経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に対象工事（断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいう）に着手したものを対象とする。なお、窓の改修と同一契約内でドア（開口部に取り付けられているものに限る）についても断熱性能の高いドアに改修する場合には、補助の対象とする。



補助額の例

例：戸建住宅・低層集合住宅

| | グレード | 大きさの区分 | | |
|--------------|------|-----------|--------------|------------|
| | | 大 (2.8㎡～) | 中 (1.6～2.8㎡) | 小 (1.6㎡未満) |
| 内窓設置 | SS | 112,000 | 76,000 | 48,000 |
| | S | 68,000 | 46,000 | 29,000 |
| | A | 52,000 | 36,000 | 23,000 |
| 外窓交換 (カバー工法) | SS | 220,000 | 163,000 | 109,000 |
| | S | 149,000 | 110,000 | 74,000 |
| | A | 117,000 | 87,000 | 58,000 |

3 手続き

